

令和 7 年 6 月
長崎県警察本部

犯罪被害者等早期援助団体の指定に係る審査基準について

1 法令等の題名

- (1) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
- (2) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則

2 処分の概要

- (1) 犯罪被害者等早期援助団体の指定
- (2) 犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認

3 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の審査基準の改正においては、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同法に定める意見公募は実施していません。

4 制定日

令和 7 年 6 月 10 日